

議員提出議案第一号

文京区議会会議規則の一部を改正する規則

右の議案を文京区議会会議規則第十二条第一項の規定により提出する。

令和六年五月十三日

提出者 文京区議会議員



のぐちけんたる 

吉村 美紀 

松平雄一郎 

宮野ゆみ 

ほかり吉紀 

依田 翼 

高山かずひる 

石沢のりゆき 

千田恵美子 

浅川のぼる 

豪 佐藤 

山田ひろ 

宮本 伸 

田中 香澄 

沢田けい 

海津敦 

宮崎こうき 

たかはまなおき 

小林れい子 

金子てるよし 

市村やすと 

田中としかわ 

名取顕 

白石英行 

松丸 昌 

岡崎 義昭 

上田 ゆき子 

品田 ひで子 

浅田 保雄 

西村 修 

高山 泰三 

山本 一仁 

関川 けさ子 

板倉 美千代 

文京区議会議長 殿

文京区議会会議規則の一部を改正する規則

文京区議会会議規則（昭和三十一年十一月文京区議会議決）の一部を次のように改正する。

目次中「第百十七條」を「第百十六條の二―第百十七條」に改める。

第二條第二項中「あつては」を「あつては」に改める。

第八條第二項本文中「ときは」の下に「、會議に宣告することにより」を加え、同條第三項を同條第四項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、會議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、會議時間を変更することができる。

第九條第一項中「次の各号」を「次」に改め、同條第二項中「、必要がある」を「必要がある」に改め、同條第四項中「議長は」を「議長は、」に改める。

第十條第一項中「・散會・延會・中止」を「、散會、延會、中止」に改め、同條第二項中「・延會・中止」を「、延會、中止」に改める。

第十二條第一項中「、議案」を「議案」に、「そなえ」を「備え」に、「、所定の」を「所定の」に、「議長」を「議長」に改め、同條第二項中「そなえ」を「備え」に改める。

第十四條中「そなえ」を「備え」に改める。

第十六條第一項中「及び動議」を削り、「とき」の下に「及び會議の議題となつた動議を撤回しようとするとき」を加え、「承認」を「許可」に改め、同條に次のただし書を加える。

ただし、會議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第十六條第二項及び第三項中「承認」を「許可」に改める。

第十七條第一項中「・會議」を「、會議」に改め、同條第二項中「終らなかつた」を「終わらなかつた」に改める。

第十八条第二項中「場合」を「場合において」に改める。

第十九条第二項中「日程の順序変更又は追加の」を「議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加する」に改める。

第二十条第一項中「終った」を「終わった」に改め、同条第二項中「終らない」を「終わらない」に改める。

第二十三条中「議場」を「、議場」に改める。

第二十五条中「点呼に応じて」を「議長の指示に従つて」に、「備付けの投票箱に投票を行う」を「投票する」に改める。

第二十七条第三項中「聞いて」を「聴いて」に改め、同条に次の一項を加える。

4 投票の効力に係る法第十八条第六項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第三十二条第一項中「（請願の委員会付託）」を削り、「聞き」を「聴き」に改める。

第三十三条第一項中「まつて」を「待つて」に改める。

第三十四条第一項中「（少数意見の留保）」を削る。

第三十九条中「・字句・数字その他」を「、字句、数字その他の事項」に改める。

第四十条中「事件で」を「事件について」に改める。

第四十一条中「・中止」を「、中止」に改める。

第四十三条第二項中「通告書」を「発言通告書」に、「反対・賛成」を「反対又は賛成」に改め、同条第四項中「とき」を「、」に、「通告は」を「当該通告は」に改める。

第四十四条第一項中「終った」を「終わった」に改める。

第四十六条の見出し中「及」を「及び」に改め、同条中「終った」を「終わった」に改める。

第四十七条第三項中「自己」を「、自己」に改める。

第四十九条第二項中「時間制限に対して、」を「規定による発言時間の制限に対する」に改める。

第五十一条中「・中止」を「中止」に改める。

第五十六条中「(質疑の回数)」及び「(質疑又は討論の終結)」を削る。

第五十七条の見出し中「取消し」の下に「又は訂正」を加え、同条中「議員」を「発言した議員」に改め、「自己の発言から十日以内に」を削り、「、当該発言を取り消す」を「発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をする」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

第五十八条中「・場所・事件等」を「場所、事件等」に改める。

第六十一条中「聞く」を「聴く」に改める。

第六十六条第一項中「・目的・方法」を「目的、方法」に改める。

第六十七条中「・場所・目的」を「場所、目的」に改める。

第七十七条中「賛成」を「賛成と」に、「反対」を「反対」に改める。

第七十八条中「場合には、第二十三条(議場の閉鎖)・第二十四条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)・第二十五条(投票)・第二十六条(投票の終了)・第二十七条(開票及び投票の効力)・第二十八条第一項(選挙結果の報告及び告知)及び第二十九条(選挙に関する疑義)」を「場合については、第二十三条から第二十六条まで、第二十七条第一項から第三項まで、第二十八条第一項及び第二十九条」に改める。

第八十二条第一項中「の場合にはその所在地及び名称」を「にあつては、その名称及び所在地」に、「の場合にはその代表者」を「にあつては、その代表者」に改める。

第八十三条第一項中「請願書」を「請願書」に改める。

第八十四条第一項中「請願を請願文書表の配布と共に、」を「請願文書表の配布と共に、請願を、」に改め、同条第三項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第八十六条第一項中「意見を付け、」を削り、同条第二項中「もので」を「ものと決定した請願であつて」に、「送付することを」を「送付することが」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第八十七条第一項中「採択と決定したもの」を「採択を決定した請願」に改める。

第八十七条の二を次のように改める。

（請願の撤回及び紹介の取消し）

第八十七条の二 請願者は、請願（会議の議題となつたものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の許可を得なければならぬ。

2 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となつた後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第九十条第二項中「漏しては」を「漏らしては」に改める。

第九十二条第二項中「準用する」を「準用する」に改める。

第九十三条中「規定により、」を「規定による」に改め、「有無」の下に「又は法第九十二条の二の規定に該当するかどうか」を加える。

第九十四条中「（議案等の説明・質疑及び委員会付託）」を削る。

第九十五条中「被選挙権の有無を決定した」を「議会が第九十三条に規定する決定をした」に改め、「結果の」を削り、「及び決定」を「及びその決定」に改める。

第九十七条中「・外とう・襟巻・つえ・傘」を「コート、マフラー、傘」に改め、同条ただし書中「議長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第九十九条中「会議中」を「、会議中」に改める。

第百条中「、議場」を「議場」に改める。

第百四条第一項中「所定」を「所定数」に改め、同条第二項ただし書中「（秘密の保持）」を削る。

第百五条中「（議案等の説明・質疑及び委員会付託）」を削る。

第百六条中「、代わつて」を「代わつて」に改める。

第百十二条第一項第二号を次のように改める。

二 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時

第百十二条第一項第十一号中「・撤回」を「、撤回」に改める。

第百十三条中「、印刷して」を削る。

第百十四条中「（発言の取消）」を削る。

第十六章中第百七条の前に次の二条を加える。

（電子情報処理組織による通知等）

第百十六條の二 議会又は議長若しくは委員長（以下「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（以下「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の

議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前二項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第一項又は第二項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時（第十七条、第八十三条第一項、第八十四条第一項及び第百十三条の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録をすることができる措置を採るとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置が採られた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下「署名等」という。）が規定されているものを第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該

通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第三項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第六項の規定により前二項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第五項までに おいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第百十六条の三 この規則の規定（第二十四条第一項（第七十八条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（以下「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の規定により電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

（説 明）

地方自治法改正に伴う標準市議会会議規則の改正に合わせて、議会における手続について情報通信技術を利用した方法により行うこととするほか、規定を整備するため、本案を提出いたします。